

時代に対応した新たな過疎対策法の制定について

過疎地域の振興対策については、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げているなか、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が平成21年度末をもって失効する。

しかしながら、人口減少と少子・高齢化が急速に進んでいる過疎地域は、医師等の不足、路線バスの廃止、情報通信格差、鳥獣被害・耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化や国土の荒廃が進み、また多くの集落が消滅の危機に晒されるなど、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、都市では失われつつある豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域である。また、国民に対して、食料・水資源・エネルギーを供給し、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化や自然災害の防止に貢献するなど多面的・公益的機能を担っている。

このような役割を担う過疎地域は、国民共通の財産であり、そこに住み続けたいと願う住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されていくことが、多面的・公益的機能の維持につながり、都市も含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものである。

過疎地域のみならず国全体が本格的な人口減少社会を迎えるなか、多様性に富むこの国土をいかに保全・活用し、未来へ引き継いでいくかが、現在の私たちに課せられた大きな使命である。

これからの過疎対策は、こうした国土づくりの新たな視点に立ち、過疎地域が果たしている役割を正しく評価し、都市と過疎地域が共に支え合う「持続可能な共生社会」の形成を目指した施策を展開していくことが重要である。

よって、国は、過疎対策を国家的課題として捉え、過疎地域の特色ある発展を目指して総合的に展開できるよう、下記の事項に特段の配慮をしつつ平成22年度を初年度とする時代に対応した新たな過疎対策法を制定することを強く要望する。

記

- 1 過疎地域が果たしている役割を正しく評価し、新しい過疎対策の理念を確立すること。
- 2 過疎地域の指定要件と指定単位については、現行の過疎地域を引き続き指定することを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割を的確に反映したものとすること。
- 3 医療・生活交通の確保、移住・交流対策の推進、人材育成・確保、雇用の場の確保、教育環境の整備などについて、広域的な連携も含めて課題に対応するための仕組みと財政措置を構築すること。
- 4 産業活動の活性化に必要な高度情報通信基盤、高規格幹線道路等の道路網の整備を図ること。また、過疎地域への企業の進出や起業を促進するための施策を強化すること。
- 5 耕作放棄地の拡大防止や森林、里山を保全しつつ地域資源を活用するなど過疎地域の環境と特性を活かした産業振興を支援するため、財政措置や規制緩和を拡充すること。
- 6 集落対策、移住・交流対策、特産物の販路拡大、地域を担う人材の育成・確保、多様な主体の協働による地域づくり等を積極的に支援するためのソフト対策を充実・強化すること。例えば、地域の実状に応じた事業展開が可能となるような財源として、過疎市町村における過疎対策基金の創設等を支援すること。
- 7 地方交付税などの充実により財政基盤を強化するとともに、地域の多様な財政需要に対応できるように過疎対策事業債の対象を拡充すること。

平成21年3月11日

全国知事会過疎対策特別委員会
委員長 村 井 仁